

あきる野市総合計画審議会について

市では、人口減少や少子高齢化の更なる進展、厳しい財政状況等を踏まえながら、持続可能なまちづくりの推進に向け、総合計画を策定いたします。

総合計画の策定に当たっては、あきる野市総合計画条例に基づき、あきる野市総合計画審議会を設置し、基本構想、基本計画等に関する必要な事項を調査及び審議いたします。

1 検討事項等

基本構想、基本計画等に関する事項

2 組織の概要

(1) 会議の頻度 最大8回

(2) 任期 あきる野市総合計画条例第5条第2項の規定による答申を終了したとき
※ 令和3年3月まで

(3) 報酬 会議1回当たり9,500円(委員長は10,000円)

(4) 委員の構成 25人以内

ア 市の行政委員会の委員(2人) 教育委員会、農業委員会

イ 公共的団体その他関係団体の代表者(12人)

町内会・自治会連合会、防災・安心地域委員会、秋川農業協同組合、あきる野商工会、
社会福祉協議会、あきる野市観光協会、あきる野青年会議所、森林組合、漁業協同組合、
健康づくり市民推進委員会、文化団体連盟、体育協会

ウ 市民の代表(3人)

エ 学識経験を有する者(6人)

オ 関係行政機関の職員(1人) 東京都